

# 意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-8477

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもんさんちようめんばんごう  
住 所 東京都港区虎ノ門3丁目4番7号

(ふりがな) かぶしきかいしゃういるこむ  
氏 名 株式会社ウイルコム

だいひょうとりしまりやくしゃちよう く ぼた ゆきお  
代表取締役社長 久保田 幸雄

電話番号

メールアドレス

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)について、意見を提出する貴重な機会をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

下記のとおり弊社意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

## 記

章		具体的内容	
第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	3. 固定ネットワークインフラの活用	(1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WDM 既設区間における空き波長の貸出ルール整備、情報開示ルールの整備について、答申案に賛同するとともに、早期実現を希望します。</li> <li>・当面、個々の区間ごと設定されるWDM装置の接続料については、明確な算定根拠とあわせ、接続開始前に提示される必要があると考えます。</li> </ul>
		(2) 中継ダークファイバに係る経路情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経路情報の事前開示について、異経路構成の有無(一部でも異経路区間があるか否か)程度の情報開示は、異経路構成の確認調査手続きが接続約款にて規定された場合、効率的に申込実施する上で有効と考えますので、コスト・時間を要しない範囲で可能な限り事前開示されることを要望します。</li> <li>・異経路構成の確認調査手続きが接続約款に規定されることに賛同します。</li> <li>・支障移転時の通知が接続約款上規定されることに賛同します。その際、事業者側にて必要な対策を検討するための十分な期間が確保されることを要望します。</li> </ul>
第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	2. 紛争処理機能の強化等	(1) 電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化	<p>答申案では「コンテンツ配信事業者等と携帯事業者との間では、携帯事業者の有する通信プラットフォーム機能の利用を巡り協議が行われている状況」とありますが、このようなコンテンツ配信事業者等から通信事業者への接続要望等のみならず、通信事業者からコンテンツ配信事業者への働きかけの結果、協議難航・不調となるケースもあると考えます。</p> <p>紛争処理委員会での紛争処理対象範囲を拡大するのであれば、双方の場合について対象となるよう整理すべきです。</p>